第明治三十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第２９７号
堺市堺区北庄町２丁２番16号
破産者　中上建設株式会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
堺市美原区小寺455
破産者　株式会社エムシーシージャパンリミテッド
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５６６号
兵庫県尼崎市東海岸町１番地の108
破産者　太陽環境株式会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５４号
兵庫県西宮市中須佐町９番７―102号
破産者　関電設工業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２６号
兵庫県姫路市龍野町５丁目12番地
破産者　有限会社エハラ
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８８８号
岡山県倉敷市玉島上成505―６　カサデフェリスＣ棟202号室、住民票上の住所岡山県玉野市東高崎24番地209
破産者　福島　健一
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２９号
徳島市西新町１丁目26番地
破産者　有限会社四宮清廣商店
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６号
福岡市中央区荒戸２丁目５番７―1001号
破産者　有限会社高匠
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第４０８１号
札幌市中央区南２条西７丁目４番１号
破産者　株式会社オフロード
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８００号
横浜市神奈川区台町７番２号
破産者　株式会社Ｗ．Ｉ．Ｄ
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３３号
山梨県甲州市塩山熊野584番地
破産者　有限会社日伸興業
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５２号
岐阜市中鵜３丁目129番地１
破産者　有限会社エスパーク
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７００号
滋賀県守山市水保町1304番地７、商業登記簿上の本店所在地滋賀県草津市平井３丁目13番６号
破産者　エスワイ工業有限会社
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３０号
大阪市淀川区西中島５丁目６番３―302号
破産者　Ｅ―Ｓｅｒｖｉｃｅｓ　Ｉｎｃｕｂａｔｉｏｎ，ｊａｐａｎ合同会社
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
京都市山科区西野大鳥井町13番地の22
破産者　有限会社ウイズ
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１２２号
和歌山市中之島2108番地の１
破産者　竹田　　宏
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３号
和歌山市加納203番地の４
破産者　株式会社みち屋
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第９６５号
岡山市南区山田748番地１、開始決定時の住所岡山市北区津島福居１―６―19―207
破産者　久保　幸雄（旧姓川元）
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５６号
広島県福山市北吉津町５丁目６番５号
破産者　有限会社伊奈商会福山店
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成１９年（フ）第６９２号
大分市顕徳町３丁目１番16号　アクセス21
破産者　株式会社ダイキ
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第６４８号
宮崎県宮崎市高岡町内山2860番地
破産者　有限会社井野建設
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２５号
名古屋市熱田区一番２丁目16番11号
破産者　株式会社西班牙館グループ
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部